

## 高齢運転者等専用駐車区間制度について

高齢運転者等が安心・快適に運転できる道路交通環境を整備するため、高齢運転者等の利用が多く見込まれる官公庁、福祉施設等の周辺で、付帯駐車場が整備されておらず、駐車需要が満たされていない施設の周辺に駐車できる場所を設け、専用の標章を掲示することにより駐車を可能とする制度です。

### 高齢運転者等とは

山梨県内に住所地があり、普通自動車対応免許を取得している

- 1 70歳以上の方
- 2 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
- 3 妊娠中又は出産後8週間以内の方

### 駐車するためには

高齢運転者等が、住所地を管轄する警察署に申請し、「専用場所駐車標章」の交付を受け、車両の前面の見やすい箇所に掲出し、道路標識等が設置された専用駐車区間に駐車することになります。

### 駐車できる場所

県内の設置場所については、

- ・ 甲府市丸の内1丁目地内（舞鶴城公園南） 4 枠
- ・ 甲府市朝日2丁目地内（朝日通り） 2 枠

### 申請に必要なもの

- 1 運転免許証
- 2 自動車検査証
- 3 妊婦等の方は母子健康手帳 など



### 【問い合わせ先】

山梨県警察本部交通規制課

電話 055-221-0110

・ 規制企画係（標章に関すること）

内線 5166

・ 規制第一係（交通規制の実施に関すること）

内線 5172